

地域包括支援センターだより

おたっしゃ本舗

「成年後見制度」をご存知ですか？

成年後見制度とは・・・

認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が不十分な方々を、**法律面**や**生活面**で支援する制度です。具体的には**不動産や預貯金などの財産管理**、介護サービスや施設への入所に関する**契約の締結**などの支援を、裁判所が選任した後見人（支援者）が行うものです。

家庭裁判所が後見人を選任する「**法定後見制度**」と、判断能力が低下する前にあらかじめ高齢者本人が後見人を選ぶ「**任意後見制度**」※があります。
※判断能力が不十分になった時に、支援をしてもらうことを事前に契約しておく制度。



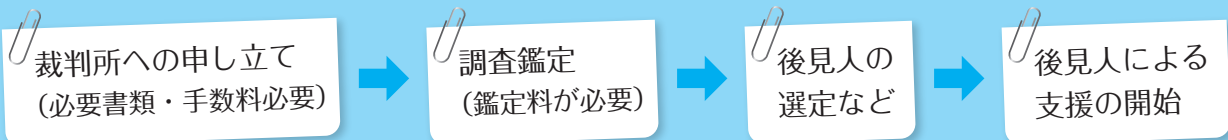
こんな場合に利用できます

- 一人暮らしの母が認知症になり、金銭管理に不安が出てきている。今後、悪質な業者などにだまされる心配がある。
- 認知症による物忘れがあり、自分が契約したことを忘れてしまうため、トラブルになっている。
- 今は自分で判断や財産管理なども出来ているが、今後、財産管理など出来なくなった時のことを考えると心配である。

➔ 成年後見制度

➔ 任意後見制度

成年後見制度手続きの流れ



※支援の開始までには、事例により異なりますが約3～4か月かかります。

※相談や問い合わせは下記へご連絡ください。

問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしゃ本舗小城北（ゆめりあ北側改善センター内） ☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしゃ本舗小城南（ひまわり内） ☎66・6376
- 小城市福祉課 ☎73・8820